

四日市市告示第 87 号

次の表に記載する者に対する焼津市南部土地区画整理組合が発した土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 103 条第 1 項の規定による志太広域都市計画事業焼津市南部土地区画整理事業の換地処分通知は、送付すべき場所を確知することができない又は送付したが受領を拒まれたので、同法第 133 条第 1 項及び同条第 2 項において準用する同法第 77 条第 5 項の規定により、これらの書類の送付にかえて、その内容が静岡県焼津市本町二丁目 16 番 32 号所在の焼津市役所の掲示場及び静岡県焼津市小川 2724 番地の 1 所在の焼津市小川公民館の掲示板に掲示されています。

令和 6 年 3 月 1 日

四日市市長 森 智 広

書類の送付を受けるべき者
三重県四日市市赤堀南町 7 番 6 号レオパレスサンライズ 214 (被相続人) 中野 祐 (相続人) 小嶋 仁

(総務部総務課)